

管 第 147 号  
建 技 第 401 号  
令和4年12月5日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

このことについて、国土交通省より別添のとおり通知がありましたので送付します。  
これに伴い、富山県土木部では、下記のとおり改定するので参考までに送付します。つ  
きましては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

- 1 改定内容  
金額要件の見直し（別添参照）
- 2 適用開始日  
令和5年1月1日

（事務担当）

管理課 入札・契約係  
建設技術企画課 技術指導係  
建設業係